

①現金で手渡し ②振込

実際になると迷いませんか？

巷では、記録を残すために振込が良いとか、現金はやめた方が良いとか、、、
120万の贈与にして、少し贈与税を払って税務署に申告してあるとみせるとよいとか、、、

私の考えでは、どれでも同じです。
一番良いのは、**贈与契約書を作成**することです。

贈与契約書（見本）

〇〇を甲とし、△△を乙として、甲乙間で次のとおり贈与契約を締結した。

第1条 甲はその所有する下記の財産を乙に贈与することとし、乙はこれを承諾した。

1、現金1000万円

第2条 甲は当該財産を平成27年1月31日までに乙に引き渡すこととする。

以上の契約を証するため本書を作成し、署名捺印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年1月10日

甲（住所）××市◇◇町12番地
（氏名） 印

乙（住所）××市◇◇町24番地
（氏名） 印

そして、ここが大事です！！

贈与者（お金を渡した人）と受贈者（お金をもらった人）が
贈与の認識をしていることです。

子供名義の通帳に振込みしたと言っている、
その管理が父、その通帳の印鑑が父の通帳の印鑑と同じでは
贈与ではありません。

よくもめるのが、相続のときです。

父から子への贈与で、子が通帳の存在自体知らない。
子名義の通帳に1000万ある。
結局、実態確認をされて、父の相続財産になってしまいます。

だから、贈与契約書がある、印鑑が別である、通帳の管理は子がしている、
ことが大事なことです

簡単なことですが、覚えておいてくださいね。。。

次回以降、いろんな贈与についてお話していきます。

お年玉は贈与税がかかるか、冠婚葬祭（祝儀、香典はどうか）は

連年贈与

相続時精算課税

結婚、子育て贈与

教育資金贈与

住宅取得資金贈与 などです。

お楽しみにしてください・・・

一般の方でも理解しやすいように、なるべく専門用語は使わないように心掛けていきたいと思えます。

税務でお困りのときは、お気軽にお問い合わせくださいませ・・・

■メールマガジンの配信変更・停止はこちらから

ご不要の方はお手数ですが、「メールマガジン不要」と入力いただき、こちらにお送りください。

↓↓↓

mikiko-rin@zm.commuфа.jp

林 真一 税理士事務所
パソコン会計スクール
岐阜県岐阜市五坪2丁目2番2-1004号
TEL : 058-248-2992
E-mail : s_h@xb4.so-net.ne.jp
